

重要

**アットホーム福岡
短期入所生活介護 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和7年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●1割負担の場合

(単位:円)

要介護度	1	2	3	4	5
①併設型ユニット型短期入所生活介護 I (1日)	743	815	894	969	1042
②夜勤職員配置加算Ⅳ(1日)			22		
③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日)			24		
④機能訓練体制加算(1日)			13		
⑤生産性向上推進加算Ⅱ(1月) ※適用時のみ			11		
⑥若年性認知症受入加算 ※適用時のみ			127		
⑦緊急短期入所受入加算 ※適用時のみ			95		
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ			211		
⑨療養食加算(1食) ※適用時のみ			9		
⑩送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ			195		
⑪介護職員処遇改善費加算 I (1日)	112	123	133	144	154
食費 (1日)	第1段階		300		
	第2段階		600		
	第3段階①		1,000		
	第3段階②		1,300		
	第4段階		1,650		
居住費 (1日)	第1段階		880		
	第2段階		880		
	第3段階①②		1,370		
	第4段階		2,066		

※上記①～④・⑪⑫の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	2,094	2,177	2,266	2,352	2,435
	第2段階	2,394	2,477	2,566	2,652	2,735
	第3段階①	3,284	3,367	3,456	3,542	3,625
	第3段階②	3,584	3,667	3,756	3,842	3,925
	第4段階	4,630	4,713	4,802	4,888	4,971

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

重要

**アットホーム福岡
短期入所生活介護 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和7年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●2割負担の場合

(単位:円)

要介護度	1	2	3	4	5
①併設型ユニット型短期入所生活介護 I (1日)	1486	1629	1787	1937	2083
②夜勤職員配置加算Ⅳ(1日)			43		
③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日)			47		
④機能訓練体制加算(1日)			26		
⑤生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ			21		
⑥若年性認知症受入加算 ※適用時のみ			254		
⑦緊急短期入所受入加算 ※適用時のみ			190		
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ			422		
⑨療養食加算(1食) ※適用時のみ			17		
⑩送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ			389		
⑪介護職員処遇改善費加算 I (1日)	224	245	266	287	308
食費(1日)	第1段階		300		
	第2段階		600		
	第3段階①		1,000		
	第3段階②		1,300		
	第4段階		1,650		
居住費(1日)	第1段階		880		
	第2段階		880		
	第3段階①②		1,370		
	第4段階		2,066		

※上記①～④・⑪⑫の加算適用時の合計

合計金額(1日)	第1段階	3,006	3,170	3,349	3,520	3,687
	第2段階	3,306	3,470	3,649	3,820	3,987
	第3段階①	4,196	4,360	4,539	4,710	4,877
	第3段階②	4,496	4,660	4,839	5,010	5,177
	第4段階	5,542	5,706	5,885	6,056	6,223

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

重要

**アットホーム福岡
短期入所生活介護 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和7年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●3割負担の場合

(単位:円)

要介護度	1	2	3	4	5
①併設型ユニット型短期入所生活介護 I (1日)	2229	2444	2681	2906	3124
②夜勤職員配置加算Ⅳ(1日)			64		
③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日)			70		
④機能訓練体制加算(1日)			38		
⑤生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ			32		
⑥若年性認知症受入加算 ※適用時のみ			380		
⑦緊急短期入所受入加算 ※適用時のみ			285		
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ			633		
⑨療養食加算(1食) ※適用時のみ			26		
⑩送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ			583		
⑪介護職員処遇改善費加算 I (1日)	336	367	399	431	462
食費 (1日)	第1段階		300		
	第2段階		600		
	第3段階①		1,000		
	第3段階②		1,300		
	第4段階		1,650		
居住費 (1日)	第1段階		880		
	第2段階		880		
	第3段階①②		1,370		
	第4段階		2,066		

※上記①～④・⑪⑫の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	3,917	4,163	4,432	4,689	4,938
	第2段階	4,217	4,463	4,732	4,989	5,238
	第3段階①	5,107	5,353	5,622	5,879	6,128
	第3段階②	5,407	5,653	5,922	6,179	6,428
	第4段階	6,453	6,699	6,968	7,225	7,474

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)